

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画（以下「市保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市保護計画の位置づけ

#### (1) 計画作成に当たっての基本的考え方

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、以下の基本的考え方のもと、市保護計画を作成する。

##### 国民保護法制の役割

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）は、武力攻撃事態等から国民を守る仕組みを定めたものであり、この法律をはじめ武力攻撃事態対処法など一連の有事法の施行によって、関係機関の有事における活動を事前に明確にしておく枠組みができたと言える。このような法制による仕組みがあってはじめて、民主主義国家における安全のためのシステムが機能するものであり、国民保護法を実効性あるものにするため、この計画を作成するものである。

##### 市民の保護の確立

この計画は、市が、市民の生命、身体及び財産を守る立場から、これまでの経験や教訓を活かし、市民の自由と権利を尊重しつつ、武力攻撃事態等から市民を保護するための活動を行い、もって有事における市民の安全と安心を確立するために作成するものである。

##### 国際平和のための取組と武力攻撃事態等への備え

国の平和と国民の安全を確保するためには、諸外国との良好な協調関係の確立や国際社会との協力などにより、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要であり、朝来市においても、国際平和を希求する立場から、草の根の国際交流など様々な取組を展開しており、このような取組はこれからも続けていかなければならない。

しかしながら、こうした平和への努力を重ねてもなお、万一、武力攻撃や大規模テロが発生したときは、市は、市民の生命、身体及び財産を守る必要があるため、この計画を作成するものである。

##### 阪神・淡路大震災等の教訓の反映

武力攻撃事態への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、市民の安全を確保するための方策にお

いては共通する部分も多いことから、計画の作成に当たっては、備えの大切さなど阪神・淡路大震災をはじめとする様々な危機事案における教訓を踏まえた朝来市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）等に基づくこれまでの取組の蓄積を最大限に取り入れるとともに、市地域防災計画との整合性を図るよう努める。

## (2) 計画の目的

市保護計画は、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

## (3) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び兵庫県国民保護計画（以下「県保護計画」という。）を踏まえ、市保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進する。

### 【市が実施する保護措置】

警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置

救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置

武力攻撃災害の復旧に関する措置

## (4) 市保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ国民保護法第35条の規定に基づき、市保護計画を作成する。

## (5) 市保護計画に定める事項

市保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 【市保護計画に定める事項】

市の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項

市が実施する保護措置に関する事項

保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

保護措置を実施するための体制に関する事項

保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

上記のほか、市の区域に係る保護措置に関し市長が必要と認める事項

(6) 市保護計画の対象

市保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて避難してきたすべての人（外国人を含む。）及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（以下、これらを「市民」という。）を保護の対象とする。

2 市保護計画の構成

市保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市保護計画の見直し、変更手続

(1) 市保護計画の見直し

市保護計画については、今後、保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県保護計画の見直し、保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行う。

市保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市保護計画の変更手続

市保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市協議会への諮問及び知事への協議は不要とされている。

## 第2章 保護措置に関する基本方針

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 市民の基本的人権の尊重

市は、保護措置の実施に当たっては、市民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続について、これらの手続を迅速かつ適切に実施するための処理体制を確保する。

### (3) 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 市民の協力

#### 住民の協力

市は、国民保護法の規定により保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

避難や救援などにおいて、住民の自発的な協力が得られるよう、市は、平素から保護措置の重要性について広く啓発を行うとともに、自治会（区）、婦人会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアの活動環境の整備等の支援に努める。

#### 企業・団体の協力

市は、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、企業・団体に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、企業・団体の自主的な判断を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

また、市は、企業・団体の地域防災活動への参画を促すとともに、企業・団体における防災対策への取組に対する支援に努める。

(6) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援等の保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関等の自主性の尊重

市は、指定公共機関等の保護措置の実施方法については、国、県及び市から提供される情報も踏まえ、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、市及び指定公共機関等が実施する保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

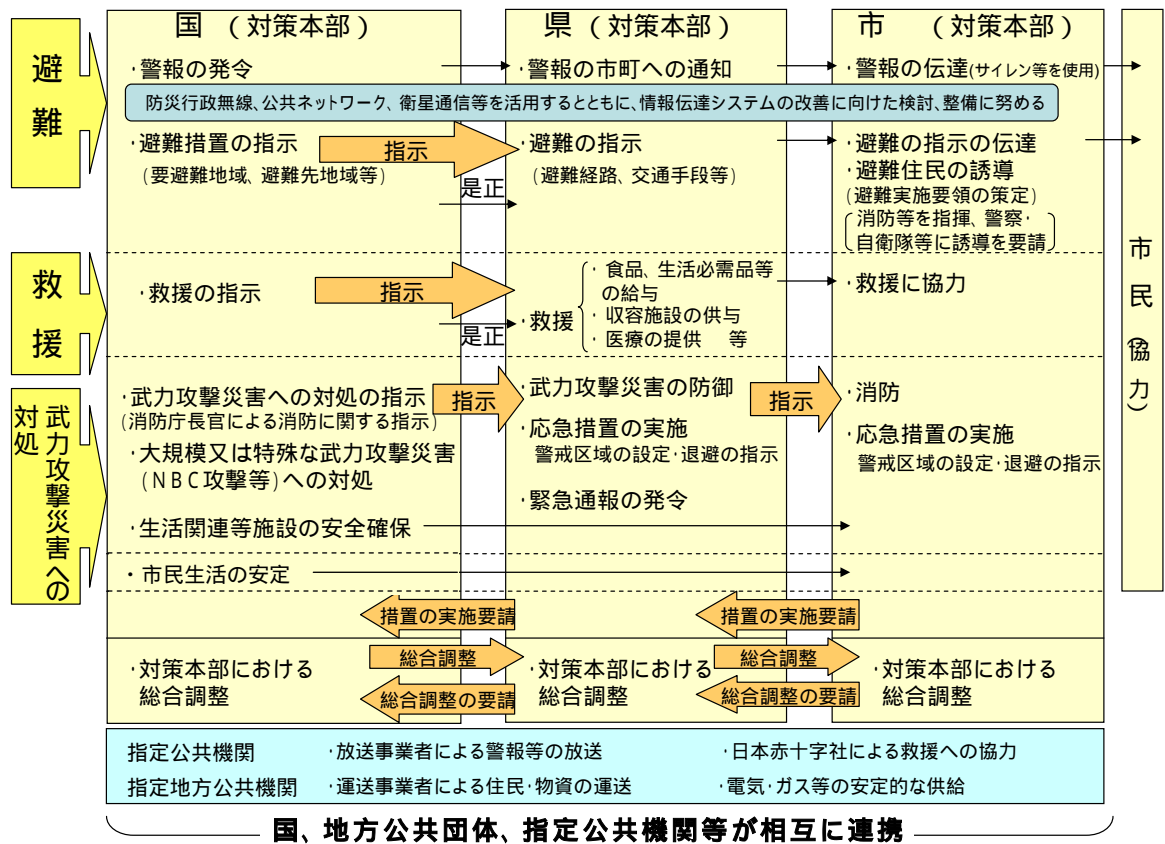
また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市及び関係機関の果たすべき役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 【保護措置の全体の仕組み】

### 国民の保護に関する措置の仕組み



#### (1) 関係機関の事務又は業務の大綱

##### 【市及び県の事務】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 市保護計画の作成 2 市協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
県	1 県保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【 非常備消防機関 】

機関の名称	事務又は業務の大綱
朝来市消防団	1 消防活動に関する措置 2 住民の避難誘導、救助等

【 自衛隊 】

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第3特科隊)	1 武力攻撃事態等における保護措置の実施及び関係機関が実施する保護措置の支援等

【 指定地方行政機関 】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
大阪防衛施設局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局 (但馬労働基準監督署) (八鹿公共職業安定所)	1 被災者の雇用対策
近畿農政局 (兵庫農政事務所地域第二課)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局兵庫森林管理署 (和田山森林事務所)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局 (豊岡河川国道事務所) (朝来国道維持出張所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局 (神戸運輸監理部兵庫陸運部)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸海洋气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供



機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【 指定公共機関等 】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[ 放送事業者 ]	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送 (指定公共機関)日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送 関西テレビ放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、大阪放送(株) (指定地方公共機関)(株)サンテレビジョン、(株)Kiss-FM KOBE、(株)ラジオ関西
[ 運送事業者 ]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保 バス事業者 (指定地方公共機関)全但バス(株) 航空事業者 (指定地方公共機関)日本エアコミューター(株) 鉄道事業者 (指定公共機関)西日本旅客鉄道(株) トラック事業者 (指定公共機関)日本通運(株)、ヤマト運輸(株) (指定地方公共機関)(社)兵庫県トラック協会
[ 電気通信事業者 ]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い (指定公共機関)西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株) KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、(株)NTTドコモ関西、ソフトバンクモバイル(株)
[ 電気事業者 ]	1 電気の安定的な供給 (指定公共機関)関西電力(株)
[ ガス事業者 ]	1 ガスの安定的な供給 (指定地方公共機関)(社)兵庫県エルピーガス防災協会
日本郵政公社	1 郵便の確保
[ 病院その他の医療機関 ]	1 医療の確保 (指定地方公共機関)(社)兵庫県医師会
[ 道路の管理者 ]	1 道路の管理 (指定地方公共機関)兵庫県道路公社
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

(2) 関係機関の連絡先

関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊を含む。）、関係県機関（朝来警察署を含む。）、関係市機関、その他の機関の連絡先については、資料編に記載する。

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

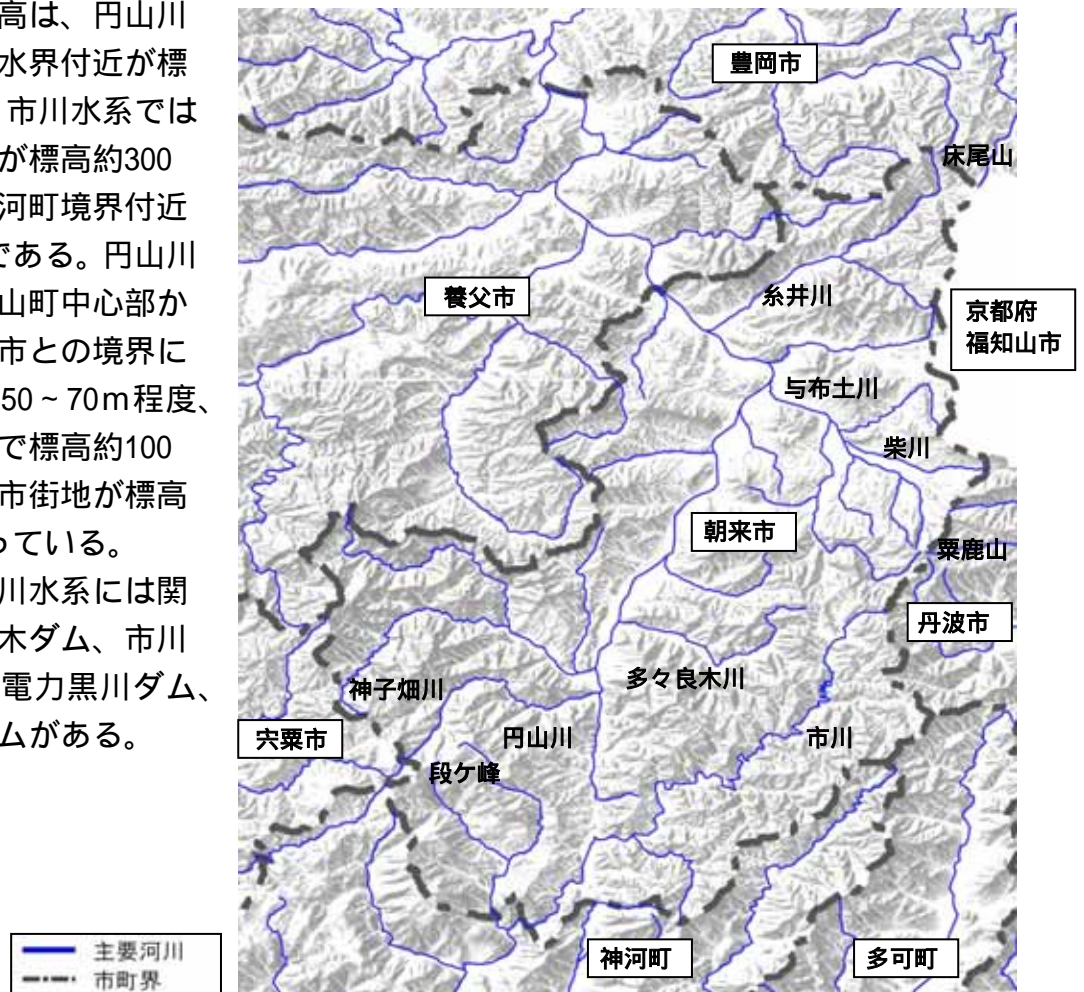
### (1) 地形

朝来市は、兵庫県のほぼ中央部に位置し、北部は養父市と豊岡市に接し、南部は神崎郡、東部は、丹波市、多可郡、及び京都府福知山市、西部は宍粟市に接する。市域は南北約32km、東西約24kmの範囲に広がり、日本海へ流れる円山川と瀬戸内海へ流れる市川の源流地域で兵庫県の南北の分水嶺でもある。総面積は402.98 k<sup>2</sup>で兵庫県全体の4.8%を占めている。

地形の特徴としては、山地が広い範囲を占め、生野町の段ヶ峰(1,103m)を始めとする500~1,000mの山地が平野を取り囲む。平野は円山川とその支川(糸井川、与布土川、柴川、多々良木川、神子畑川)及び市川沿いに発達している。生野町は大半の区域が市川水系に属するが、一部は円山川最上流域に当たる。生野町を除く旧3町(和田山町、山東町、朝来町)は円山川水系に属する。

平野部の標高は、円山川と市川との分水界付近が標高約330mで、市川水系では生野町市街地が標高約300m、下流の神河町境界付近で標高270mである。円山川水系では和田山町中心部から下流の養父市との境界にかけては標高50~70m程度、山東町市街地で標高約100m、旧朝来町市街地が標高約150mとなっている。

なお、円山川水系には関西電力多々良木ダム、市川水系には関西電力黒川ダム、兵庫県生野ダムがある。



(2) 気候

市においては、地域によって多少差があるものの、総体として日本海型のうち、北陸・山陰型の気候区分に属し、冬季の季節風による降雪と年間を通じて降雨が多いことが特徴である。雨量は標高、山地、平野など地形の影響もあり地域的な差がある。年間平均気温は約13.0 前後である。

アメダス和田山の記録によれば、気象は年間平均気温13.4 、最高気温の平均値18.5 、最低気温の平均値9.2 、降雨量約1,510mm、冬季の積雪量34cmである（20～22年間の平均値）。月平均雨量（125mm）を上回るのは5月～9月で、最多雨は9月（平均206mm）であり、4月、11月、12月は月間雨量が100mmを下回る少雨となっている。

旧町による平均年雨量統計値は生野町2,018mm、和田山町1,482mm、山東町1,738mm、旧朝来町1,500mmとなっている。過去の最高気温はアメダス生野37.4 、アメダス和田山37.8 、最低気温はアメダス生野-9.9 、アメダス和田山-12.8 である。積雪量は和田山町で50cm、山東町で30cm程度である。

	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間	降水量	積雪の深さ 最大
統計期間	1979～ 2000	1979～ 2000	1979～ 2000	1979～ 2000	1987～2000	1979～2000	1981～ 2000
資料年数	22年	22年	22年	22年	14年	22年	20年
1月	2.4	6.6	-1.0	1.1m/s	77.7時間	102.2mm	26cm
2月	2.2	6.6	-1.4	1.2m/s	80.6時間	110.7mm	8cm
3月	5.9	11.1	1.2	1.5m/s	103.7時間	113.5mm	0
4月	11.8	18.1	5.7	1.7m/s	140.6時間	94.0mm	0
5月	16.9	23.0	11.2	1.7m/s	135.9時間	126.1mm	0
6月	21.1	25.9	16.9	1.5m/s	88.5時間	172.7mm	0
7月	24.7	29.4	21.1	1.4m/s	100.7時間	181.7mm	0
8月	25.7	30.7	21.8	1.5m/s	149.9時間	128.6mm	0
9月	21.2	26.0	17.5	1.3m/s	101.4時間	206.6mm	0
10月	15.1	20.6	10.9	1.1m/s	114.1時間	117.1mm	0
11月	9.7	15.2	5.5	1.2m/s	94.8時間	90.1mm	0
12月	4.8	9.8	0.9	1.1m/s	89.6時間	81.5mm	11cm
全年	13.4	18.5	9.2	1.4m/s	1267.6時間	1510.4mm	34cm

（出典：気象庁 HP）

### (3) 人口分布

平成18年3月末現在、朝来市の総人口35,479人、男17,099人、女18,380人、世帯数12,083世帯、人口密度88人/km<sup>2</sup>である。世帯平均人数は2.9人である。平成17年10月1日実施の国勢調査では市人口は34,791人となっている。

平成17年国勢調査結果によれば、人口分布は生野町13.6%、和田山町48.3%、山東町17.8%、旧朝来町20.4%となっており、和田山町域に人口の約5割が集中している。

旧4町の人口は昭和25年（1950年）には49,614人であったが、5年ごとの国勢調査では、昭和60年（1985年）、平成7年（1995年）を除いて、一貫して減少傾向であった。平成17年国勢調査の人口は平成12年に比べ1,278人の減である。

平成17年現在65歳以上の人口が占める割合は28.0%で、地域別の65歳以上高齢者割合は和田山町の24.6%を最低に、その他地域は30%前後で極端な偏りはない。

調査年	1965 (S40)	1970 (S45)	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)
総人口(人)	43,637	39,506	37,763	36,850	37,149	36,625	36,766	36,069	34,791
世帯数	9,970	9,688	9,870	10,246	10,431	10,704	11,411	11,685	11,808

各年国勢調査

### (4) 道路の位置等

市内の道路網は、一般道路と自動車専用道路とから成る。

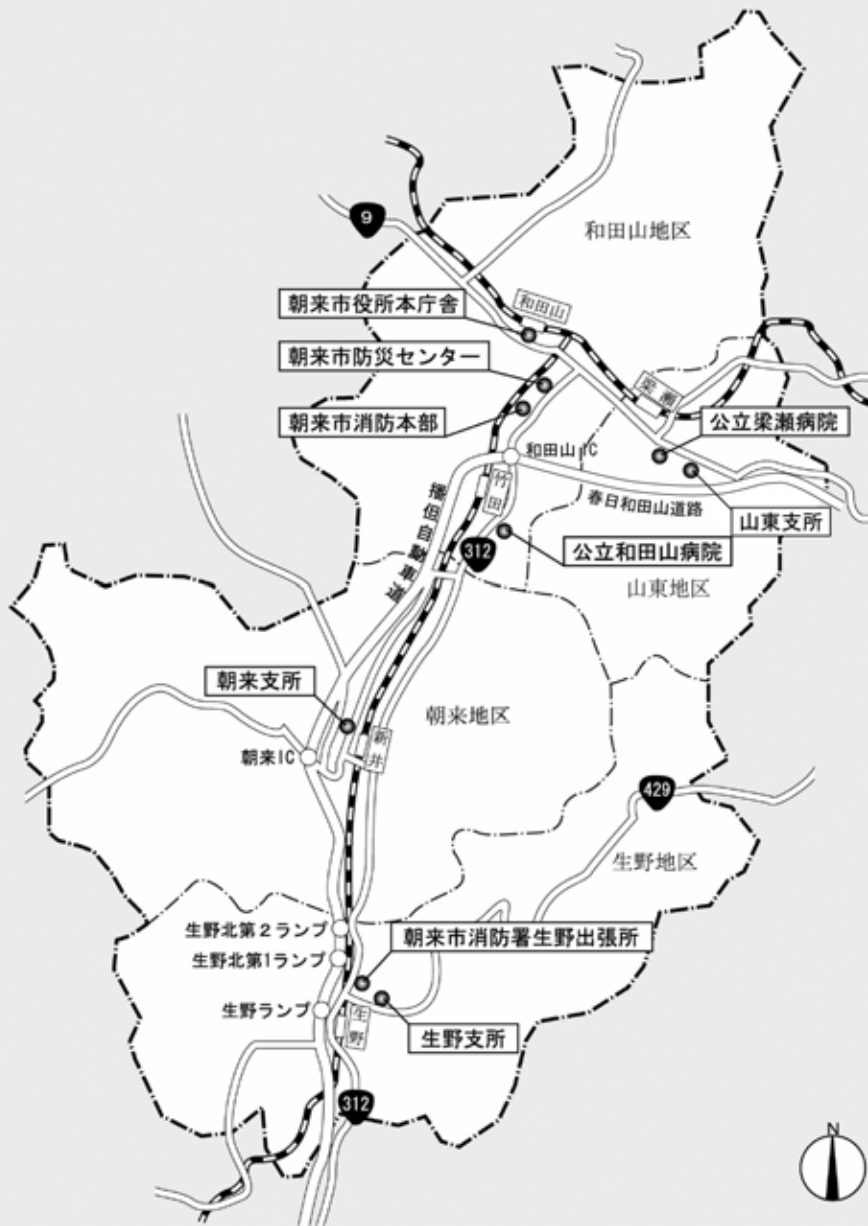
一般道路は、東西の幹線として京都府、鳥取県方面に向う国道9号と南北の幹線で但馬と播州を結ぶ国道312号を軸に道路網が形成されている。国道9号と国道312号とは和田山町一本柳～養父市上野南間は合流している。国道9号は京都府福知山市を経て山東町夜久野ヶ原を通り磯部川、与布土川に沿って西下し、和田山町を経て円山川沿いに養父市方面に北上する。阪神方面へは国道9号が近畿自動車道敦賀線福知山インターチェンジ（以下「IC」という。）に接続する。

国道312号は和田山町から旧朝来町の間は円山川右岸を通り生野町市街を経て神河町に入り猪篠川、越知川、市川沿いに姫路方面に南下する。

朝来市内を通る自動車専用道路は播但連絡道と北近畿豊岡自動車道とがある。播但連絡道路は兵庫県姫路市の姫路ジャンクション（以下「JCT」という。）から朝来市の和田山ICに至る延長約65.1kmの地域高規格道路（自動車専用道路）であり、兵庫県道路公社が管理・運営している一般有料道路である。朝来市内では円山川左岸、市川右岸を通り、生野ランプ、生野北第1・第2ランプ、朝来IC、和田山ICなどの出入り口がある。

また、北近畿豊岡自動車道春日和田山道路が和田山ICから近畿自動車道敦賀線春日JCTを結んでいる。

# 朝来市の概要図



#### (5) 鉄道の位置等

鉄道は、JR山陰本線、JR播但線の2路線がある。JR山陰本線は福知山から夜久野トンネルを経て朝来市内に入り国道9号と並行しながら円山川を北上して養父方面に至る。JR播但線は姫路から市川沿いに北上し生野駅、新井駅などを経て終点の和田山駅に至りJR山陰本線と接続する。JR山陰本線、JR播但線とも単線で、JR山陰本線は電化されているがJR播但線は電化されていない。

トンネル区間はJR山陰本線夜久野トンネル（福知山市境界）のほか、JR播但線生野駅を挟んで2区間がある。

なお、朝来市に空港はないが、朝来市の約20km北方、豊岡市に但馬空港があり、朝、夕の2便（冬季は1便）をJACが運行している。機種は近距離用の33から37座席の双発ターボプロップ旅客機（サーブ340）である。

## 第5章 市保護計画が対象とする事態

市保護計画においては、以下のとおり県保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

なお、市内における具体的な事態の想定や、市の地理的、社会的条件を踏まえた留意点等については、今後も県、国からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討していく。

### 1 武力攻撃事態等

#### (1) 武力攻撃事態等の定義

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

##### 【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

##### 【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

#### (2) 武力攻撃事態の種類

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、次の4つの類型が想定され、その特徴及び留意点が示されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。



(1) 武力攻撃事態の類型

事態の類型	特 徴、留 意 点
<p>着上陸侵攻</p>	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。</li> <li>・航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。</li> <li>・着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。</li> </ul> <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</li> </ul> <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。</li> </ul> <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。</li> </ul> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。</li> <li>・広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。</li> </ul>
<p>ゲリラや特殊部隊による攻撃</p>	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</li> <li>・海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。</li> </ul> <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。</li> <li>・NBC兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。</li> </ul> <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設等）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</li> </ul> <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</li> </ul> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。</li> <li>・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</li> </ul>

事態の類型	特 徴、留 意 点
弾道ミサイル攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</li> </ul> <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul> <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</li> </ul> <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</li> </ul> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。</li> <li>・警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。</li> </ul>
航空攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。</li> <li>・ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。</li> </ul> <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul> <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。</li> </ul> <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</li> </ul> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。</li> <li>・生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</li> </ul>

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国・県の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

(2) N B C 攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、N B C 攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

攻撃の種類	特 徴、留 意 点
核兵器等	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。</li> <li>・放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。</li> <li>・放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。</li> <li>・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</li> </ul> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</li> <li>・避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。</li> <li>・放射性ヨウ素による体内汚染が予想される場合は、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。</li> <li>・汚染地域への立入制限を確実にし、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</li> </ul>
生物兵器	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>・生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> </ul> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。</li> </ul>

攻撃の種類	特 徴、留 意 点
化学兵器	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。</li> <li>・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</li> </ul> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。</li> <li>・汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。</li> <li>・化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。</li> </ul>

## 2 緊急処理事態

### (1) 緊急処理事態の定義

事態対処法第25条による緊急処理事態の定義は、以下のとおりである。

#### 【緊急処理事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

### (2) 緊急処理事態の分類

緊急処理事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。基本指針においては、事態例について、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のとおり被害の概要が想定されている。

【 攻撃対象施設等による分類 】

分 類	事 態 例	被害の概要
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく</li> <li>・ 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく</li> </ul>
	石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生</li> <li>・ 建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障</li> </ul>
	危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生</li> <li>・ 港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障</li> </ul>
	ダム破壊	ダムの下流に多大な被害が発生
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破</li> <li>・ 列車等の爆破</li> </ul>	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大

【 攻撃手段による分類 】

分 類	事 態 例	被害の概要
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生</li> <li>・ ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり</li> <li>・ 小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様</li> </ul>
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	水源地に対する毒素等の混入	毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・ 弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の破壊に伴う人的被害が発生（施設の規模によって被害の大きさが変化）</li> <li>・ 攻撃目標である施設周辺への被害も予想</li> <li>・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生</li> <li>・ 建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障</li> </ul>